

(1) 在留資格を確かめる

外国人が日本で働くためには、在留資格が必要です。

在留資格は、「在留カード」を見てください。（「1. 日本に住むときの手続き (1) 在留手続き」に、在留カードの説明があります。）

在留資格によって、あなたが日本でできる活動と期間が決まります。

自分の在留資格で、その仕事をしてもいいかどうかを確かめてください。

在留資格で許可されていない仕事をして、お金をもらうと、「不法就労」になります。

在留資格で許可されていない仕事をしたいときは、出入国在留管理局で、「資格外活動許可」をもらいます。

これから働く会社で、自分の在留資格でその仕事ができることを証明しないといけない場合があります。そのときは、

出入国在留管理局で、「就労資格証明書」をもらってください。

★在留についての問い合わせ

外国人在留総合インフォメーションセンター

電話番号：0570-013904 (IP, PHS, 海外から：03-5796-7112)

対応言語：英語、中国語、韓国語、スペイン語等

<http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html>